

明治期から大正期日本の高等学校入学試業と 中学校の外国語教育：第一高等学校における 変遷を中心に

Higher School Entrance Exams and Middle School Foreign Language Education in Meiji- and Taisho-Era Japan: The Case of *Daiichi Koto Gakko*

下 絵津子

Etsuko Shimo

近畿大学

Kindai University

本稿では、明治期から大正期、特に1880年代から1910年代にかけて、高等学校の入学試業で英語・ドイツ語・フランス語がどのように扱われたのかを第一高等学校の入試を中心に明らかにし、その位置づけが中学校の外国語教育に与えた影響を考察する。重要な転機として、(1) 1895年の第一部（法文学志望者）の一部においてドイツ語受験が可能とされ、また第三部（医学志望者）はドイツ語のみ受験が可能とされたこと、(2) 1899年に第三部の受験がドイツ語に加えて英語でも可能となったこと、(3) 1919年の規定により、文科乙類・理科乙類ではドイツ語による受験が、文科丙類ではフランス語による受験が可能となったことが挙げられる。ドイツ語やフランス語が入試科目に加えられたことは、高等教育におけるこれらの言語の重要性を維持する一助となった。しかし、どの専門であれ英語での受験が可能となった状況では、東京府立第一中学校の例が示すように、中学校でのドイツ語・フランス語教育推進にはつながらなかった。

Extensive research has been conducted on English entrance exams in Meiji- and Taisho-era Japan (e.g., Erikawa, 2011; Imura, 2003; Matsumura, 1997; Sasaki, 2008). However, very few studies have explored how other foreign languages were treated in entrance exams during this period of secondary and tertiary educational development. This paper, therefore, offers an examination of how English, German, and French were treated in higher school entrance examinations during this period, especially from the 1880s to 1910s, with a focus on *Daiichi Koto Gakko* (the First Higher School; named *Daiichi Koto Chu Gakko*, the First Higher Middle School, between 1886 and 1894), a predecessor of several university programs in the current system. How the treatment of these languages in entrance exams influenced foreign language education at middle schools, many of which turned into senior high schools after World War II, is also discussed.

During the Meiji and Taisho eras, foreign language education in Japan received criticism from education experts for its English-only focus (Shimo, 2018; cf. current criticism in, e.g., Morizumi, Koishi, Sugitani, & Hasegawa, 2016; Otani, 2007). Foreign languages other than English that were important at that time were German and French. An advisory committee to the Prime Minister, *Rinji Kyoiku Kaigi* (Extraordinary Education Committee: September 21, 1917, to May 23, 1919) proposed in its report on May 2, 1918, that German and French, in addition to English, be promoted as foreign language subjects to be taught at middle schools. Discussion in the advisory committee was reflected in *Higher School Order*, which was promulgated in December 1918. According to the *National Higher School Higher Course Entrance Examination Regulations* promulgated in the following year, English, German, and French were included in the foreign language subjects for entrance exams. A unified-test system—with all higher schools using the same test questions—was also introduced. Until 1919, most higher schools offered only English, with an exception of *Daiichi Koto Gakko*.

Daiichi Koto Gakko had three departments: The First Department was for candidates for law and literature majors; the Second Department for candidates for science, engineering, and agriculture majors; and the Third Department for candidates for medicine majors. Back in 1886, the school announced that they were going to offer only English from the 1891 entrance examinations, but their entrance examination rules also went through further changes. Among the changes, important turning points were as follows: (a) the change in 1895 allowed the First Department to offer German language as an entrance exam subject for certain groups of majors and the Third Department to offer German as the only foreign language option in their entrance exam; (b) in 1899, the Third Department started to offer English, in addition to German, as an entrance exam subject; and (c) in 1919 (two departments, Humanities and Sciences, were then formed instead of three), one section of Humanities and one of Sciences allowed German exams, and one section of Humanities allowed French ones. The last regulation was implemented nationwide, but not all higher schools offered French and German.

By including German and French as entrance exam subjects, their importance in tertiary education was made stronger or at least kept the same. In spite of all these changes, however, the number of middle schools that taught German or French did not increase; it was limited to a few private middle schools. One notable case was *Tokyo Furitsu Daiichi Chu Gakko* [Tokyo Prefectural First Middle School]. German was added as a foreign language subject in their curriculum in 1902 when Tomoo Katsuura was the principal. In 1901, Katsuura attended the sixth meeting of *Koto Kyoiku Kaigi* (Upper-Level Education Committee; the first advisory committee of the Ministry of Education: 1896-1913), where the committee agreed on their proposal to the Ministry that German be taught in addition to English at one middle school in each prefecture. Katsuura's effort turned out to be ineffective in promoting German education at the middle-school level because *Daiichi Koto Gakko* had already added English to the entrance exam for the Third Department in 1899. This historical examination indicates that when English was offered as an entrance exam subject for all majors at the tertiary level, simply providing other languages in entrance exams was ineffective in promoting those languages at the secondary level.

本稿では、明治期から大正期、特に1880年代から1910年代にかけて、英語・ドイツ語・フランス語が高等学校の入学試業(入試)でどのように扱われたのか、そして、入試における外国語の位置づけが中学校の外国語教育にどのような影響を与えたのかを、第一高等学校の入学試業を中心に明らかにする。明治後期には中学校の整備が進み、大正期に入ると臨時教育会議で高等学校の在り方が検討され、高等普通教育がさらに発達した。そして、形式上は全国民に開かれた中学校の出口がエリート人材育成の高等学校へつながり(米田, 1992)、大正前期には上級学校への入試が激化し社会問題化した(吉野, 2001a)。高等学校の入試で多くの生徒の頭を悩ませた科目の一つが外国語だ。

その時期、中学校で教えられた外国語はいくつかの私立学校を除いて英語であり、高等学校入学試業の外国語では英語が課せられた。1904(明治37)年の『中等教育諸学校職員録』(中等教科書協会, 1908a)を見ると、全国の中学校のうち、東京の成城学校、大成中学校、独逸学協会学校中学、東京中学校、青山学院、東京学院にドイツ語教員の記載が、東京の暁星中学校、青山学院にフランス語教員の記載がある程度である。1881(明治14)年7月29日に制定された中学校教則大綱で、英語が科目の一つとして示されたことが背景にある。1899(明治32)年に開催の第三回高等教育会議の決議録(高等教育会議編, 出版年不明)は、「一・二ノ私立學校ヲ除ク外」英語を教授していると指摘しており、当時の中学校の外国語教育は、現在と同様に英語偏重型だったのだ。しかし、英語以外の外国語を推進する動きがなかったわけではない。1918(大正7)年の臨時教育会議の答申では、中学校におけるドイツ語・フランス語教育推進の必要性が言及された。そして、同年に、1894(明治27)年に制定された高等学校令に替わる新たな高等学校令が制定され、その改革案が実施された翌年の1919(大正8)年以降は、全国の高等学校高等科入学者選抜試験で受験外国語の選択肢に制度上、英語・ドイツ語・フランス語が指定された(文部省教育調査部

編, 1940)。一方、第一高等学校(1894年までは第一高等中学校)では、他校において入試の外国語は英語が主であった1919年以前においても、入試科目に英語・ドイツ語・フランス語が含まれた時期がある。そこで、本稿では、第一高等学校の入試における外国語の取り扱いの変遷を中心に、中学校の外国語教育に与えた影響を考察する。

研究の背景

現在の日本の外国語教育は英語偏重型であるとしばしば批判される(例えば大谷, 2007; 日本言語政策学会・JALP多言語教育推進研究会, 2014)。Kubota(2002)や久保田(2015)は、「国際化」の進んだ1980年代以降に日本の言語教育政策において英語化が進んだと指摘した。1988年臨時教育審議会の『教育改革に関する答申—臨時教育審議会第一次～第四次(最終)答申—』のなかで、外国語教育の見直し事項として、英語だけではないより多様な外国語教育が挙げられたものの(岡戸, 2002)、1998年告示の中学校学習指導要領では外国語が必修化され、それは原則として英語と明記されるなど、学習指導要領の改訂では審議会の上記意見が反映されたとは言えない。また、2000年以降、国が外国語教育政策として打ち出す計画における「英語化」は進み(例えば2003年の『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』など)、それに対する批判が続いている(例: 森住・古石・杉谷・長谷川, 2016)。

この批判は、実は新しいものではない。学校教育における外国語教育が英語偏重であるとの指摘は明治後期にも教育関係者の間にあり(下, 2018)、それは大正期に入っても見られた。1906(明治39)年4月9日讀賣新聞朝刊は、牧野伸顯新文相が英独仏の三言語に通じるべきであると述べたことを支持し、「嘗て二度までも『外国語学の偏重偏軽』と題せる社論を掲げ、英語の外に今少し獨佛語教育に意を用ふべしと説きしもまた此旨趣にほかならず」(「イロハ便 牧野新文相の『英独仏三国語に通じておきたい』に賛同」, p. 2)と伝えている。

日清戦争(1894-1895)と日露戦争(1904-1905)を経た日本は、近代国家体制の基盤を構築したが、第一次世界大戦(1914-1918)の頃には、変動する国際社会で確固たる地位を確立するために、明治期から整備されてきた教育制度の見直しを迫られた(文部省, 1979)。内閣総理大臣の諮問機関として1917(大正6)年9月21日に設置、1919(大正8)年5月23日に廃止された臨時教育会議が教育改革の役割を担うが(文部省, 1972a; 文部省, 1979)、会議では諮問第二号「男子ノ高等普通教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」に対する答申に(二)の六項目として「中学校ノ外国語トシテ英語ノ外ニ独語又ハ仏語ノ採用ヲ奨励スルノ必要アリト認ム」(1918年「大正」年5月2日)と記された(文部省, 1972b, p. 244)。

1980年代と1910年代では国際的な社会背景が大きく異なる。1988年には臨時教育審議会、1918年には臨時教育会議という教育政策決定の過程にて、英語以外の外国語教育を推進する動きが見られたという点は共通するが、その主張の内容と根拠は異なる。昭和から平成期にかけた主張では、JALP多言語教育推進研究会の提言(日本言語政策学会・JALP多言語教育研究会, 2014)のように、国連公用語や近隣諸国の言語が学ぶべき言語として議論のなかに出てくるが、明治期・大正期に英語以外の外国語として推進されたのは、ドイツ語・フランス語のみであった。ただし明治政府のドイツ学振興のもとでは、1880年代に東京帝国大学でドイツ語がより重要な

位置を占めフランス語教育は縮小されるなど、医学・工学・法学においてドイツ学が重視された(井上, 1969; 東京大学, 1984)。そのため、特にドイツ語が高等教育において重要とされた。

ドイツ語・フランス語を推奨する議論は学校教育における外国語教育の在り方についてのどのような影響を与えたのか。その影響を検証するにあたり、教育の現場の要因として切り離すことができないのが入試である。身近な例を挙げると、大学入試センター試験の英語にリスニングが導入されたのは2008(平成18)年度入試からだ。文部科学省高等教育局学生課大学入試室(2004, p. 25)は、その導入の意義として、大学教育の充実のみならず、外国語によるコミュニケーション能力の育成に高等学校側が主体的に取り組むことを挙げた。

また、杉野・徳田(2008)は、「入試科目の変化は、直接的に高校教育現場の指導の内容に影響を与える」(p. 104)と述べ、センター試験へのリスニング導入以前から音読指導に力を入れ、つまり音声指導を重視してきた高校で、導入後にはさらにリスニングの指導が手厚くなった例を報告しており、単なる「テスト対策」(齊田, 2013, p. 1)であったとしても、導入に対応しなければならないという意識が教育現場に少なからず広がった。このように、教育現場は内容や方法について入試の影響をさまざまなレベルで受ける。

過去の外国語の入試に関する研究は数多くある。しかしそのほとんどは英語に関するものだ。Sasaki(2008)は、明治から2000年代までの150年を時代における英語教育の目的を考慮して第一期から第四期の四つに区分し、英語力の評価方法の変遷を分析した。第一期を1860年から1945年とし、知識を吸収することが目的で実用的ではない受験英語が教育の目的となったとまとめた。また、江利川(2011)は、受験英語が誕生した明治期から戦後までに使用された入試問題と参考書を分析、「競争主義的な『近代的』入試制度」(p. 302)の内容を明らかにし、その歴史的使命は終わり、知識基盤社会に対応した新しい学びのスタイルに合った『『ポスト近代的』』な学力測定の段階」に入ろうとしていると指摘した。伊村(2003)は、英語の試験問題と受験英語用の参考書・学習書を紹介し、その変遷をまとめた。さらに、松村(1997)は、府・県・学校史などの地方教育史資料や旧制中学校に残された史料を活用し、実証的に当時の中学校英語教授・学習の実態を明らかにしたが、そのなかで明治時代の中学校の英語の試験問題を紹介している。松村は「現状に問題が山積みし、その打開や解決に迫られているとき、人は過去をふりかえてみる余裕を持ち得ない」(p. 4)と述べた。現在の英語教育は、新しい評価方法や入試の在り方が検討され常に改革に迫られ、鳥飼(2018)が『『慢性改革病』』とでも呼びたい」(p. 26)と批判するが、そこにもまさに過去を振り返る余裕が見られない。

社会的背景が異なり、歴史的な検証が現在の課題に対する答えを直接提供することは期待しない。しかし、波及効果の高い入試が過去にどのように行われてきたのかを検証することは、外国語教育の目的や意義、そして、入試の在り方を今後検討していくにあたり、重要な示唆を与えるものとなる。現在の教育制度は明治期に確立した近代的学校制度を基盤としており、その時期に遡っての検証が不可欠だ。

そして、ドイツ語やフランス語の入試に関する研究は数が非常に限られる。国立情報学研究所の論文データベースCiNiiで「英語」「入試」をキーワードとして検索すると409件の論文が検出されるのに対し、「フランス語」「入試」の場合には7件、「ドイツ語」「入試」の場合にはわずか3件である(2017年11月22日現在)。ドイツ語教育につい

ては、上村(2006)が熊本におけるドイツ語教育の始まりについて第五高等中学校を中心に明らかにしており、第五高等中学校で設立後初めて実施された1887年10月の入学試験にドイツ語の試験があったことに言及している。熊本県尋常中学校のドイツ語教員藤本末松が作成したが、実際には受験者がいなかったため実施されなかったようだという(上村は五高記念館蔵『入試問題伺書』(明治20~27年)、『大東立教雑誌』第5号(明治20年9月)巻末「第五高等中学校生徒募集広告」、『五高五十年史』(65頁)を参照)。フランス語については、田中(2005)が旧制高等学校における教育をまとめ、大正期から昭和にかけての入学選抜試験規程や試験内容から、その変遷を明らかにした。しかし、これらの研究はドイツ語あるいはフランス語の入試における取り扱いが学校教育にどのような影響を与えたかを考察したものではない。ここでは次に、当時の中学校・高等学校教育の目的を確認し、第一高等学校の入学試験における外国語の取り扱いを検証し、中学校の外国語教育に与えた影響を考察する。

中学校と高等学校:その目的と外国語

明治後期には中等教育の整備がなされ、中学校・高等女学校の生徒数は全国的に増加した一方で(財団法人教科書センター, 1984)、高等学校数は1908(明治41)年に第八高等学校が設立されて以降は増設されず、その後、増設されるのは、1918年に出された高等学校令以降、第一次世界大戦の影響による好景気で財政的に余裕が出てきたことを背景としてのことであり、その間入学試験は年々厳しくなった(吉野, 2001a)。

その頃の中学校教育の目的は、「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」である(文部省, 1972b, p. 131)。1899(明治32)年の中学校令改正で示され、大学予備教育の要素は中学校教育に加えられなかった。しかし、明治30年代以降、高等学校入試の受験者数が増加しそれに伴い倍率が高まり受験が厳しくなる(吉野, 2001a)。そのなかで中学校教育が上級学校への進学を意識した教育から抜けることはなく、その傾向は大正期に入りむしろ激化していった。「中學校の教育は事實高中の豫備教育機關たる有様を呈するに至れり。現に府立中學のうちにも競争試験の科目のみを重視し、特に之れが爲に名ある教師を聘し居るものあり」とあり(吉野, 2001a, p. 23が「試験問題正面観」1912年7月19日『読売新聞』を引用)、大正前期は激しい受験競争が社会問題化しはじめた時期であった。

一方、1918(大正7)年12月5日制定の高等学校令第一条は「高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス」(文部省教育調査部編, 1940, p. 100)として、高等学校も中学校と同様に高等普通教育を目的すると謳われた。また、この改革で、高等学校は修業年限が七年となり高等科三年と尋常科四年に分けられ、高等科への入学は中学校第四学年修了程度が基準となった(文部省教育調査部編, 1940; 文部省, 1972a)。

それまで高等学校は大学予科として大学進学のための準備をする機関であった。大正初期の高等学校の入学試験が「高等学校大学予科入学者選抜試験規程」によって規定されていたのはそのためである。ところが、この改革により、高等学校が中学校と同様の性質をもつ学校として認められ、「中流以上の生活にはいるための教育」と「大学への基礎教育」の二つを目標とする機関となり、「高等学校が帝国大学の予科としての性格を備えていたのを改め」たという(文部省, 1972a, p. 485)。大衆教育・国民教育

としての普通教育のうち、高等のレベルまで完成させることが目的であるが、「大学への基礎教育」が高等学校の目標の一つとなったということは、つまり、高等学校の目的とされた「高等普通教育」には大学への基礎教育が含まれる方向になったと解釈することができる。

この改革の方針は臨時教育会議にて議論されたが、ここでは、大学教育で重視されていた外国語教育について、高等学校、そして中学校で充実されるべきだという議論があった(橋口, 1960)。それは大学への基礎教育が高等学校の目標の一つになったことと関連する。つまり、大学教育を受けるために必要な外国語能力の育成が中学校の段階からより効果的に行われるべきだという認識が審議において共有されたのだ。

臨時教育会議における外国語に関する議論の一部は、「高等普通教育ニ関スル件」第一回答申(1918「大正7」年1月17日)に集約された(文部省, 1979, pp. 96-101)。「國運ノ進歩ニ鑑ミ更ニ精深ナル高等普通教育ヲ必要トス」(文部省, 1979, p. 98)と説明し、本答申では、「高等學校及七年制高等學校高等科ニ於テハ第二外國語ハ之ヲ随意科目トス」(文部省, 1979, p. 97)とされ、その理由として、「高等普通教育ニ在リテハ英佛獨語ノ一ニ習熟セシムルヲ必要」(文部省, 1979, p. 100)とするものの、二言語以上を習熟することは容易ではなく、大学を卒業したのちに実務に就いた場合に二言語以上を習熟していることが望ましいがそれが必須であるわけではないと指摘された。さらに、中学校・高等学校の間で学ぶ外国語の変更は許可されると説明された。また、1918(大正7)年5月2日の第二回答申(文部省, 1979)では、中学校でドイツ語、フランス語が採用されない一因として「現在ノ中學校ト高等學校トノ聯絡ニ缺クル所アル」という点を指摘し、「當局ハ特ニ此ノ點ニ留意シテ適當ノ方法ヲ講シ英語ノ外獨語、佛語ノ採用ヲ一層奨励セラルヘシ」(文部省, 1979, pp. 104-105)と提案した。

この臨時教育会議の答申が同年制定の新高等学校令の方向性を定めた。そして翌年の1919年(大正8)年4月19日には「官立高等学校高等科入学者選抜試験規程」が制定されたが、選抜試験の外国語について「外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ツヲ選ハシム」(第三条; 文部省教育調査部編, 1940, p. 130)との規定が入った。この時全国の高等学校の入試は共通の問題を用いたものの、選抜は総合選抜制ではなく学校別に実施されることになった(吉野, 2001a)。1919年の試験規程により、規程上は全国の各高等学校を共通問題のドイツ語・フランス語で受験することが可能となった。『大正八年高等學校高等科入学者選抜試験ニ關スル諸調査』(文部省専門学務局編, 1920)には入学選抜者試験問題の外国語に「英語解釋」「英語書取」「英(獨、佛)譯」「獨語解釋」「獨語書取」「佛語解釋」「佛語書取」が収められている。

1919年以前については、第一高等学校以外の高等学校における受験外国語はほぼ英語のみであった。前述の上村(2006)の例(第五高等中学校におけるドイツ語の入学試験)では、実際には受験者がおらず実施されなかったという。旧制高等学校資料保存会(1985)は、1887(明治20)年の第五高等中学校、1888(明治21)年の山口高等中学校の入学試験において、英語に代えてドイツ語の受験を許可したことがあったことを伝えているが、つまり主には英語であったことを示している。一方、第一高等学校においては、ドイツ語やフランス語が受験科目として採用され実施された時期があり、中学校の英語以外の外国語教育の議論と深く関係した。次章で、第一高等学校の入学試験における外国語の扱いを明らかにする。

第一高等学校の入試

第一高等学校は1894(明治27)年の高等学校令までは第一高等中学校と呼ばれていた。第一高等中学校は1886(明治19)年に制定の中学校令により発足し、前身の東京大学予備門時代に東京法学校予科と外国語学校の仏独両語学科を転属させた歴史がある(第一高等学校, 1939, および東京外国語大学史編纂委員会編, 1999)。なお、東京外国語学校では、1873年開設時に英・独・仏・魯・清の五学科が設置されたが、仏独両学科が1885年に東京大学予備門に移されたのに対し、他の三語学科は高等商業学校と合併した。高等教育に必要な言語とそうでない言語に区別され、商業教育を「学問とは認めない」(東京外国語大学史編纂委員会, 1999, p. 72)風潮を示している。

1886年10月21日創定の「生徒部五編成規則」によると、予科生は「英語學ヲ以テ入學シタル者ヨリ成ル」「獨逸學ヲ以テ入學シタル者ヨリ成ル」「佛語學ヲ以テ入學シタル者ヨリ成ル」(第一高等学校, 1939, p. 130)と分けられ、また、1886年12月21日制定の「校務分掌規則」によると、教務部に6つの部が置かれたが、最初の三部が英学部、独逸学部、仏学部、そして理学部や和漢文学部等が続いた。このように、大学予備門時代から、そこで教授された外国語は英語、ドイツ語、またはフランス語であった。

1886(明治19)年12月20日、1891(明治24)年7月の入試からは外国語科目は英語にて実施をする旨の方針が文部省にて裁定された(第一高等学校, 1939; 筧田, 1974)。その内容は、第一外国語を英語と定めること、そして、1891(明治24)年7月入学試験から外国語を英語のみをもって生徒を募集することとなり、それまでであったフランス語やドイツ語による入学ができなくなるというものであった。ただし、「二十年二十一年二十二年二十三年迄ハ從來ノ通り英佛獨ニテ取ル事」(第一高等学校, 1939, p. 138)と、1890(明治23)年までは英語・ドイツ語・フランス語による入学を許可した。そして、1891(明治24)年からは英語のみで実施するという方針であるが、以下に見るように1895(明治28)年にはドイツ語による受験が可能となっている。なお、この間の1892(明治25)年9月9日には、独逸学協会学校の普通科最上級を卒業した者は第一高等中学校の相当するクラスに編入することが認められており(第一高等学校, 1939)、ドイツ学振興のための方策(井上, 1969)が明治10年代から20年代にかけて実施されていたことが分かる。

1894(明治27)年の高等学校令により、第一高等中学校は第一高等学校となるが、翌年の1895(明治28)年1月に「第一高等学校大学予科入学志望者心得」を制定した(大蔵省印刷局, 1895年1月26日, p. 271; 第一高等学校, 1939, pp. 247-248; 筧田, 1974, pp. 161-162)。その内容のうち外国語と関連のある項目は下記の通りである(〔 〕は筆者による加筆、以下同じ)。

第三 英語ヲ入學試業ノ外國語トスル一部法科志望者ハ左表〔ここでは表1〕ニ依リ本校ニ於テ修ムヘキ第一外國語ヲモ選定スヘシ

第四 英語ヲ入學試業ノ外國語トスル一部文科志望者中英文學科、佛蘭西文學科、哲学科、漢學科志望ノ者ハ入學出願ノ際其志望學科ヲ届出ツヘク獨逸文學科、國文學科、國史科、史學科、博言學科志望ノ者ハ在學中二届出ツルヲ要ス

第五 獨語ヲ入學試業ノ外國語トスル一部文科志望者中哲學科、漢學科志望ノ者ハ入學出願ノ際其志望學科ヲ届出ツツヘク獨逸文學科、國文學科、國史科、史學科、博言學科志望ノ者ハ在學中ニ届出ツルヲ要ス

第六 英語ヲ外國語トセル尋常中學校ヲ卒業シタル者(該校長ノ推薦ニ係ル者)ニシテ獨語ヲ入學試業ノ外國語トスル一部及三部ニ入ラシトスル者ハ入學試業ノ際英語ヲ除キ其他ノ諸学科ノ試業ヲ受クルコトヲ得其及第者ニハ證明書ヲ交付ス

右〔ここでは上〕證明書ヲ有スル者ニ箇年以内ニ於テ入學ヲ願出ツルトキハ入學試業ノ際獨逸語ノミ試業シ及第ノ者ハ前段ノ一部及三部ニ入學ヲ許ス

但シ英語ヲ入學試業ノ外國語トスル一部及二部ニ入リシトスルトキハ更ニ入學試業ヲ受クルヲ要ス

第七 前項ノ入学志願者ハ其卒業セル尋常中學校ヲ執ルノ高等學校區域内ニ在ルモ其高等學校ノ特待ヲ受クル學校〔注:特待を受ける学校とは、いわゆる推薦入試での入学が許可される学校のこと〕ナルトキハ本校ノ特待ヲ受クル學校ノ卒業生ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第八 佛語ヲ第一外國語トスル學級ノ設ナキ他ノ高等學校區域内ニ在リテ其高等學校ノ特待ヲ受クル尋常中學校ノ卒業生ニシテ本校一部法科及文科中佛語ヲ第一外國語トスル學級ニ入學セント欲スル者アルトキハ本校ノ特待ヲ受クル學校ノ卒業生ト其取扱ヲ同クスルコトアルヘシ

但シ此場合ニ於テ其入學セシムル員數八十人マテトス(大蔵省印刷局, 1895年1月26日, p. 271)

表1にあるように、この心得では入学試験の外国語の指定が定員とともに示された。これによると、1891(明治24)年に廃止する旨が宣言されたドイツ語による入学が1895(明治28)年の入試においては可能となったことが分かる。1891(明治24)年から1894(明治27)年の間にも、ドイツ語やフランス語による入学試験は実施されたようである。1891(明治24)年8月1日には第一高等中学校にて「佛語を以て第一外國語とする生徒一組を、本年限り試みに入學せしむること」(第一高等学校, 1939, p. 211)という報告がある。また、1892(明治25)年8月27日讀賣新聞(「広告 第一高等中学校入学試業に合格した本校生徒 / 本郷区 私立獨逸語学校」, p. 4)には、私立獨逸語学校(東京本郷区元町二丁目)が「本年七月第一高等中学校入学試業に合格した生徒の氏名を広告として記載している。ドイツ語の予科二級総数1名中1名、三級総数20名中18名が合格したとの内容だ。また、1890年5月15日朝日新聞朝刊(「獨逸學生大運動」, p. 1)に掲載の記事「獨逸學生大運動」によると、「一旦廢止せられたる第一高等中学校入学試業の外國語中獨逸語の〔科目〕の今回復活することとなるに付」第一高等中学校、ドイツ学校、獨逸協會学校そのほか関係学校の教員と生徒が祝意を表して集会を開くとある。第一高等学校(1939)ではドイツ語の受験科目としての復活について確認できないが、英語のみの試験を実施する予定ではあった1891(明治24)年以降にも、ドイツ語やフランス語による受験が実施されたようだ。

また、この心得によると入試科目としてフランス語は用意されず、また第八項にあるように、フランス語を第一外国語とする学級がないが、第一高等学校以外の高等学校の区域に属しており、その高等学校の特待を受ける尋常中学校の卒業生については、第一高等学校の特待を受ける学校の卒業生と同じ扱いをしたということだ。当時入学試験は特別試業と全科試業の二種に大別されていたが、特別試業では設置区域内尋常中学校出身者に推薦入学の制度が認められ、当該中学校校長の推薦があれば、学力試験を完全に、あるいは部分的に免除された(箕田, 1974)。つまり、上記の尋常中学校は、第一高等学校の設置区域内で特待を受ける尋常中学校と同様に特別試業による入学が可能とされた。フランス語教育を推進していく姿勢が見られる規定である。

表1. 「第一高等学校大学予科入学志望者心得」(1895年1月)に示された入試の外国語と専攻及び定員等

入学試業 外国語	部	分科	本校ニ於テ課スヘキ第一外国語	毎年募集スヘキ本校第一年級定員	本校卒業ノ上進シ得ル大學専門學科
英語	一部	法科	獨語	六十人	法律學科○政治學科
			佛語	四十人	
		文科	佛語		四十人
			英語	英文學科	
			獨語	獨逸文學科○哲學科○國文學科○漢學科○國史○史學科○博言學科	
	二部	工科	英語	六十四人	土木工學科○機械工學科○造船學科○造兵學科○電氣工學科○造家學科○應用化學科○火藥學科○採鑛及冶金學科
		理科	英語	三十二人	數學科○星學科○物理學科○化學科○動物學科○植物學科○地質學科
		農科	英語		農學科○農藝化學科○林學科○獸醫學科
	第六項ニ當ル受験者				入學試業ノ外國語ヲ獨語トスル左欄*〔ここでは下の欄〕ニアル諸學科
	獨語	一部	法科	獨語	二十人
文科			獨語	獨逸文學科○哲學科○國文學科○漢學科○國史科○史學科○博言學科	
三部		醫科	獨語	四十人	醫學科○藥學科

注. 出典は第一高等学校(1939, p. 248)及び大蔵省印刷局(1895年1月26日, p. 271)

ここで、心得の第六項を確認しておきたい。第六項にあるように、尋常中学校で英語を履修しドイツ語を学習しておらずにドイツ語を第一外国語とする分科を目指す場合に、校長の推薦があれば英語の試験を除いた受験が可能であった。合格すれば証明が与えられ、その証明を以て二年以内にドイツ語だけを受験することで、ドイツ語で受験の第一部および第三部に入学する道が設けられた。この条項は第七項で規定された通り、尋常中学校がいずれかの高等学校区域内にありその高等学校の特待を受ける学校であれば、第一高等学校が特待を与える学校の卒業生と同様に扱うということで、ドイツ語による入学者を全国から集めるための対策であったと考えられる。なお、1895年1月制定の大学予科入学志望者心得は、1895(明治28)年6月28日には改正されたが、上述の第六項の内容は第三項に維持された(詳細は第一高等学校、1939、を参照のこと)。

ドイツ語の受験を促す試みがあった一方で、ドイツ語受験による学生が思いのほか集まらなかった部があった。1895(明治28)年8月8日付の次の報告のように、大学予科第一部法科志望には一クラスを組織するほども集まらなかったというのだ。

此の年大學豫科第一部法科志望者中獨語を入學試業の外國語とする者を募集せし處、應募者少きのみならず、意外にも試業及第者殆ど無き有様にて、到底完全なる一學級を組織し難きが故に、當分之を補ふため、英語を入學試業の外國語とし入學の上外國語は大學豫科規程第五條大學豫科第一部解説中にある佛語を以て法科を希望する者に倣い主として獨語を課する生徒一組を募集し養成せんことを伺い出て、八月八日文部大臣より聴届けられたり。(第一高等学校、1939、pp. 260-261)

また、1895(明治28)年の第三部の入学試業は特別試業においてのみ実施されており(第一高等学校、1939)、実際にはドイツ語での入学試験は行われていない。その理由は明らかではないが、入学者が集まらないことを懸念し、英語を学んだ尋常中学校卒業生を学校長の推薦により受け入れた可能性が考えられる。

1896(明治29)年2月28日には「總則及大學豫科學科課程」を合併し、「大學豫科學科程度及組數」(第一高等学校、1939、pp. 264-282)とし、その条項と各部の学科表が改正された。学科の組織・名称が変更になったが、受験外国語の取り扱いはいそれまでと同様であった。

さらに1899(明治32)年2月14日、入学規則に変更が加えられた(官報4685号「大蔵省印刷局、1899年02月16日」で報告されているが、第一高等学校、1939、p. 288、によると変更の許可を得たのが2月14日となっている)。第十条に「入学志願者ハ…入學ノ上修メントスル志望學科ヲ選定シ之ヲ願書ニ記載スヘシ」として、第一部・第二部・第三部のうちの学科を選ぶように指示があるが、そこに入学試験の外国語として英語とドイツ語が記載されている(表2; 第一高等学校、1939、p. 289)。それによると、1896年の時点では第三部の試験はドイツ語のみで行っていたが、1899年には英語でも行われるようになった。ドイツ語教育を推進しようとする教育関係者は、この「英語生轉學法」(高等教育會議、出版年不明、p. 146)つまり、英語を学んだ者に学習言語を転じてドイツ語を学ばせる方法を批判した。その前年の9月に中学校長會議が開かれ、第一高等学校の第三部においてもほかの高等学校と同様に英語による受験を可能としてほしいという建議が決議されたが(「中学校長會議諮問案及建議案」, 1898)、その建議の影響もあろう。

表2. 第一高等学校大学予科の入学試業における外国語科目(1899年2月)

學科	入學試験 の外國語
第一部英法科(法科大學へ進入ノ上英法律ヲ兼修スル者及政治學科 ヲ修ムル者ノ豫科)	英語
第一部佛法科(法科大學へ進入ノ上佛法律ヲ兼修スル者ノ豫科)	英語
第一部獨法科(法科大學へ進入ノ上獨法律ヲ兼修スル者ノ豫科)	獨語
	英語
第一部文科	英語
第二部工科	英語
第二部理科	英語
第二部農科	英語
第三部醫科	獨語
	英語

注. 出典は第一高等学校(1939, p. 289)

また、この新規則の制定は、前年1898年の6月23日付文部省高等学務局長の通牒に鑑みてなされたものだ(第一高等学校, 1939, p. 288)。通牒の内容は以下の通りだ〔下線と〔 〕内は筆者による〕。

○高等學校入學規程ニ關スル通牒 各高等學校入學規程ニ關シ今般「(一)官公私立尋常中學校ノ卒業生ニシテ高等學校ニ入學ヲ志望スル者募集豫定人員法科、醫科、工科、文科、理科及農科ノ各科ニ就キテ定ムルモノトスニ超過セサルトキハ無試験入學ヲ許可スルコト、(二)各高等學校ニ於テ官公私立尋常中學校ヲ承認スルノ規程ハ之ヲ廢止スルコト、(三)官公私立尋常中學校ハ一々之ヲ高等學校ニ通知スルコト、(四)官公私立尋常中學校卒業生ニシテ入學ヲ志望スル者各科豫定人員ニ超過スルトキハ尋常中學校卒業ノ程度ニ依リ明治十七年文部省令第七號第一條第一項ノ各學科ニ就キ試験ヲ試行スルコト但シ時宜ニヨリ三科目以内ヲ省クコトヲ得、(五)尋常中學校ニアラサル學校ニ於テ修學シタル者ハ尋常中學校卒業生ニシテ入學ヲ志願スル者各科豫定人員ニ充タサル場合ニ限り前項ノ試験ヲ行ヒ補關トシテ入學ヲ許可スルコト、(六)前記各項中第二及第三ヲ除クノ外ハ都テ各高等學校規則中ニ明ニ規定スルコト」ニ省議決定シタルニ附キ現行規則中右〔ここでは上〕ニ牴觸ノ廉ハ改正方向出テ來學年ヨリ實施相成ルヘシ但シ從來ノ訓令通知等ニシテ右〔ここでは上〕ニ牴觸スルモノハ當然消滅スル儀ト承知アリタキ旨一昨二十三日文部省高等學務局長ヨリ各高等學校長ニ通牒セリ。(大蔵省印刷局, 1898年6月25日, pp. 335-336)

本官報では1884(明治17)年の文部省令第七号に言及されているが、これは1894(明治27)年の誤りではないかと考えられる。中学校令および尋常中学校ノ学科及其程度が制定されたのは1886(明治19)年、そして1891(明治24)年には中学校令が改正されるなどしており、上記の下線部が1894(明治27)年3月1日の文部省令第七号において改正された尋常中学校ノ学科及其程度を指していると判断するのが妥当だ。その第一条は次の通りだ。

第一條 尋常中學校ノ學科ハ倫理、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理、及化學、習字、圖書、体操トス

前項ノ外随意科トシテ簿記及唱歌ヲ加フルコトヲ得(寺尾, 1894, p. 245-255)

つまり、この第一条の第一項で指定された科目で試験をするが、場合によってはそのうち三科目までは省いてもよいと規定された。尋常中学校ノ学科及其程度の科目には「外国語」とあり、その言語の指定はない。しかし、1899年の規程変更の背景には本通牒があり、中学校では教えられている外国語はほぼ英語であるという状況が、この変更の決定に影響を与えたと考えられる。

そして1901(明治34)年5月3日には、第一高等学校の入学規程のうち外国語の選択について変更が加えられた。つまり、仏法科、仏文科志望者にはフランス語による受験が、独文科志望者にはドイツ語が加えられた(第一高等学校, 1939; 表3)。

表3. 第一高等学校入試における外国語:1901(明治34)年

學科	入學試験の外国語
第一部 佛法科	佛語 英語
第一部 文科	獨逸文學科志望者 佛蘭西文學科志望者 其他
	英語 獨語 英語 佛語 英語

注. 出典は第一高等学校(1939, p. 298)

1903(明治36)年4月21日には、「高等學校大學予科入學者選抜試験規程」が制定され、高等学校における入学者数や選別試験の学科等が発表されている(大蔵省印刷局, 1903年04月21日, p. 427)。それによると、「第一高等學校ノ第三部ニ於テハ七十人ノ内凡四十人ハ獨語ヲ以テ入學試験ノ外國語ト爲シ入學するコトヲ得シム」とあり、学科試験の外国語の説明に「外國語ハ各高等學校ヲ通シテ英語トス但第一高等學校ニ入學セントスル者ニ限り第一部丙類志望者ハ佛語、第一部乙類及第三部志望者ハ獨語ヲ以テ入學試験ヲ受クルコトヲ得」とされた。

その後、高等学校大学予科入学者選抜試験規程は複数回改正され、1908(明治41)年3月12日には廃止された(文部省教育調査部編, 1940, p. 77; 大蔵省印刷局, 1908年03月12日)。それに伴い、第一高等学校は、1908(明治41)年12月22日、入学規程を制定したが、受験の外国語に関して次の通り規定した。

第四條 選抜試験ノ學科目ハ中學校ノ學科目中ニ就キ五箇目以上トシ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ外國語ハ各部ヲ通シテ英語トス但シ第一部丁類志望者ハ佛語、第一部丙類志望者及第三部志望者ハ獨語ヲ以テ選抜試験ヲ受クルコトヲ得(第一高等学校, 1939, p. 319)

ここでも第一部でフランス語による受験、第一部と第三部でドイツ語による受験が認められた。

1909(明治42)年4月21日には新たに「高等學校大學豫科入學者選抜試験規程」が制定され(文部省教育調査部編, 1940, p. 81-82)、その後複数回の改正を経るが、1916(大正5)年の改正までそこには具体的な外国語科目の指定は示されない。しかし、第三条で選抜試験の学科目が「中學校ノ學科目(法制經濟及唱歌ヲ除ク)中ニ就キ毎回文部大臣之ヲ告示ス」とある。中学校の科目である外国語は、明治34年制定の中学校令施行規則第一条(文部省, 1972b, p. 136)により、英語、ドイツ語またはフランス語とされていたことから、第一高等学校においては1915(大正4)年まではそれまでの形式を継続していたと考えられる。

ただし、1916(大正5)年の改正での追加条項(文部省教育調査部編, 1940)は、以下の通り第一高等学校の第三部におけるドイツ語による受験のみに言及しており、第一部におけるドイツ語とフランス語による受験に関する条項はなく、これらの受験が継続していたかは不明だ。

第七條 第一高等學校ノ第三部ニ於テ獨語ヲ以テ選抜試験ノ外國語ト爲ス者ニ限り入學セシムル場合ハ前條ノ關係ニ於テ之ヲ一ノ部ト看做ス(p. 98)

この前の条項第六条は入学を許可すべき者の選出方法を定めたもので、第三部をドイツ語で受験した場合はそれをその方法の一部に看做すということだ。つまり、このころは、第一高等学校の第三部においてドイツ語の受験が可能であったということが確かである。

その後、1919(大正8)年に定められた「官立高等學校高等科入學者選抜試験規程」では、受験外国語の選択肢に英語・ドイツ語・フランス語が指定された(文部省教育調査部編, 1940)。

第三條 選抜試験ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス

但シ外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ツヲ選ハシム

前項ノ試験ハ中學校ノ第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選抜試験ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ其入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
 文科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ
 文科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ
 理科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ
 理科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

選抜試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類ニ箇所以上(同一科内ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類ニ限ル (pp. 130-131)

このときに共通試験制が採用されており(吉野2001a)、ドイツ語・フランス語の受験は第一高等学校以外の学校でも共通して実施が制度上可能となった。

以上、明治後半から大正期にかけての第一高等学校の入学試験における外国語の取り扱いを見てきたが、その変遷を表4・表5に示した。国としての制度が変更になった際に、変更内容に合わせて第一高等学校の入学者選抜規程も変更されたという背景から、表4では参考までに高等学校の入学試験制度の変遷も示したが、詳細は吉野(2001a, 2001b)を参照されたい。

表4. 第一高等学校の受験外国語—英語以外の外国語を中心としたその変遷(1)^a

年	外国語の受験	(参考)入試制度 ^b
1895 (明治28)	第一部の一部でドイツ語の受験が可能。 第三部はドイツ語の受験のみ可能。	学校別入学試験制度 ↓
1899 (明治32)	第一部の一部でドイツ語の受験が可能。 第三部はドイツ語または英語の受験が可能。	総合選抜制 (1902~1907) ↓
1901 (明治34)	第一部の一部でドイツ語・フランス語の受験が可能。 第三部はドイツ語または英語の受験が可能。	↓
1908 (明治41)	第一部の一部でドイツ語・フランス語の受験が可能。 第三部がドイツ語または英語の受験が可能。	学校別入学試験制度 (1908)
1909~1915	おそらく上記の形態を継続。ただし、フランス語の受験が中止された可能性がある。	共通試験制 (1909~1916) ↓
1916 (大正5)	第一部でドイツ語・フランス語の受験が可能であったかは不明。 第三部がドイツ語または英語の受験が可能。	総合選抜制 (1917~1918)
1919 (大正8) ^c	文科乙類・理科乙類でドイツ語の受験が可能。 文科丙類でフランス語の受験が可能。	共通試験制 (1919~) ^d

注. ^a特に明記のない部は英語が受験科目。^b入試制度の名称は文献により統一されていないが、吉野(2001a)に倣った。^c大正8年高等学校令で三部制から文科理科の二科制に変更。^d大正15年、昭和2年には入試二班制が行われた。詳細は田中(2005, p. 9)が引用の『資料集成 旧制高等学校全集』第一巻(1983)。

表5. 第一高等学校の受験外国語—英語以外の外国語を中心としたその変遷(2):1895~1916年

年	第一部			第二部			第三部		
	英	独	仏	英	独	仏	英	独	仏
1895(明治28)	○	(○)	×	○	×	×	×	○	×
1899(明治32)	○	(○)	×	○	×	×	○	○	×
1901(明治34)	○	(○)	(○)	○	×	×	○	○	×
1908(明治41)	○	(○)	(○)	○	×	×	○	○	×
1909~1915	○	?	?	○	×	×	○	○	×
1916(大正5)	○	?	?	○	×	×	○	○	×

注.(○)は一部の分科で受験が可能なることを示す

中学校外国語教育への影響

1919(大正8)年に定められた官立高等学校高等科入学者選抜試験規程で英語・ドイツ語・フランス語の受験が全国の官立高等学校で共通試験として可能となったのちも、ドイツ語・フランス語が教えられた中学校は数が非常に限られた。大阪外国語学校(1924)は1~2校に留まると伝えたと、『中等教育諸学校職員録』(中等教科書協会)の1904(明治37)年、1908(明治41)年、1921(大正10)年の記録(1908a, 1908b, 1926aにそれぞれ基づく)を参照すると、この期間、ドイツ語、フランス語が教えられた中学校は全国に複数あった。本職員録には陸軍幼年学校・専修学校・貿易語学校・高等女学校等が含まれており、また、朝鮮・台湾・樺太・関東県・在外の中学校についても、政治的背景および言語事情が異なるため対象からは省いて確認したところ、明治37年には東京の府立第一中学校、私立独逸協会学校、私立成城学校、私立東京中学校、私立青山学院、私立東京学院などで、明治41年には東京府立第一中学校、私立独逸協会学校、私立成城学校、私立青山学院、さらに仙台の私立東北学院、岡山の私立関西中学校でドイツ語教員の記載があったが、大正10年の名簿では、ドイツ語教員が確認できた中学校は東京府立第一中学校、私立東京独逸学院(中学部)、私立独逸学協会学校中学、私立東北学院とその数は減少している。明治37年には全国に254校あった中学校(財団法人教科書センター, 1984, p. 20)の数は、大正10年には385校(p. 32)にまで増加しており、ドイツ語教員がいた中学校は、数のみならず割合も低下した。

この間、ドイツ語クラスの加設があった公立の中学校として注目したいのが、現東京都立日比谷高校前身の東京府立第一中学校である。『中等教育諸学校職員録』では、担当教科名が記載されていない学校が含まれるためさらなる検証が必要ではあるものの、明治終わりから大正期にかけてドイツ語を教えた公立の中学校としては唯一の学校であると考えられる。日比谷高校百年史編集委員会編(1979)によると、明治30年代の半ばになると、時代の進展に伴って、英語以外の外国語の教授を希望する声の一部の父兄からも上がったという。特にドイツ語の学習が強く求められ、当時の校長であった勝浦鞠雄の尽力のもとで、1902(明治35)年4月に外国語科として英語とドイツ語が設けられた。

前年の1901年には、第六回高等教育会議にて道府県中学校の各一校に英語とドイツ語を併置することを提案した建議が決議された。校長の勝浦は第三回高等教育会議の二十九番議員、第七回高等教育会議の四十二番議員として出席している(文部省1903a, 1903b)。第六回の会議速記録は関東大震災の際に焼失してしまったようである(文部省教育調査部編, 1937)。そのため出席議員は不明だが、第三回および第七回に出席した勝浦が、東京府立第一中学校の校長として第六回の会議にも出席していたと考えられる。高等教育会議における議論が、東京府立中学校におけるドイツ語加設を後押ししたのではないかと推測される。

日比谷高校百年史編集委員会編(1979)によると、第一年度は一年に二クラスのドイツ語クラスを予定していたが、結局は一クラスとなり、勝浦が期待したほどの人数が集まらなかった。学生はドイツ語以外の授業においても成績優秀であったというが、第一次世界大戦におけるドイツの敗北を引き金に1919(大正8)年にはドイツ語クラスは廃止された。川田正激校長時代のことである。ドイツ語の授業は1919(大正8)年入学の学生が卒業した1924(大正13)年まで続けられた。

『中等教育諸学校職員録』(中等教科書協会)には、1904(明治37)年ドイツ語の教諭として弓削久兵衛(1908a)、1908(明治41)年はドイツ語嘱託教師として桂多三、細谷香水の名がある(1908b)。ドイツ語の廃止が決まった後のことであるが、1921(大正10)年のドイツ語教員は馬場威夫、マチルデ・カトウ(1926a)、1922(大正11)年のドイツ語教員は橋本清之助の名が記載されている(1926b)。1926(大正15)年の記録(1926c)にはドイツ語教員はなく、ドイツ語が廃止されたことを裏付けている。

東京府立第一中学校(1929)も、1902(明治35)年にドイツ語科が新設されたことを記述している。

従来我が中学校に於ける外国語は、英語若くは獨佛語の内一科を授くべき制度なりしが、公立學校にては絶えて英語以外の外国語を採用するものなく、私立學校にても獨逸協會學校にて獨逸語を、暁星中學校にて佛語を教授するのみなりき。然るに時代の進運に伴ひ、英語以外の外国語をも必要と認むる事年一年に切實を加ふるに到れり。殊に獨逸語は醫學を修得せんとする者は云ふ迄もなく、法律經濟哲學等、我國新興文化の樹立に必要な學問を修めんとする者には、看過するを許さざる状態となりぬ。(pp. 31-32)

東京府立第一中学校(1929)には1889(明治22)年から1929(昭和4)年までの卒業生の集合写真が収められているが、1907(明治40)年のものだけドイツ語科卒業生として撮影したものが入っている。ドイツ語科の第一期生として華々しい思いで撮影されたものであろう。

なお、1902年にドイツ語が開設されたことは、『教育時論』607号(「東京府立第一中学校の獨逸語加設」, 1902, p. 38)で報じられた。それまでは、第一高等学校の第三部の入学試験はドイツ語でのみ行っており、履修外国語が英語の中学を卒業した場合には、外国語以外の科目を受験し合格した場合には証明を受け、その後ドイツ語を学び二年の猶予期間のうちにドイツ語のみ試験を受けて入学するという措置を取っていた。それでは高等学校に入学するまでにかかる期間を助長させるばかりであったが、第一中学校にドイツ語クラスが設置されたことで、その卒業生は卒業後すぐに第一高等学校を受験することができるようになったとして、『教育時論』はドイツ語加設を評価し、その将来に期待を寄せている。

しかし、その3年前の1899年2月に第一高等学校の入学試験制度は変更されており、それまでドイツ語のみで行われていた第三部の入学試験に英語が取り入れられるようになった。第一高等学校の校長はその頃、狩野亨吉(在任期間:1898年11月24日～1906年7月5日)であった(第一高等学校, 1939, p. 603)。狩野は第七回高等教育会議には六番議員として出席しているが(文部省, 1903b)、第三回会議の議員に名はない(文部省, 1903a)。第三回会議は1899(明治32)年4月17日～4月25日の開催であり、前任の澤柳政太郎の名が一番議員にあるが、すでに第一高等学校長に就任していた狩野は出席しておらず、高等専門教育におけるドイツ語の重要性を強調した加藤弘之やドクトル・レーンホルムの文書が配布され(詳細は下, 2018, を参照)、中学校の外国語を英語に限るべきかどうか、中学校でドイツ語を教えるべきではないかと主張された議論の場にはいなかった。その狩野在任中に第一高等学校の第三部において英語での受験が可能となった。この変更のために、東京府立第一中学校がドイツ語を加設した意義は弱まることとなった。なお、第一高等学校の第三部において英語での受験が可能となったその前年の1898年に、全国中学校長会議が開催され、英語での受験を求める建議が可決されている。すでに英語中心であった中学校外国語教育の現場からは、ドイツ語推進を進める声は少数派にとどまっていた(下, 2019)。

結論

本稿では、第一高等学校における入学試験の外国語の取り扱いの変遷を明らかにしたが、そのなかで重要な転機として次の三点が挙げられる。一つ目は、1895(明治28)年の第一部の一部においてドイツ語受験が可能とされたこと、そして第三部についてはドイツ語のみの受験が可能とされたことである。二つ目は1899(明治32)年に第三部の受験がドイツ語に加えて英語でも可能となったことである。そして、三つ目は、1919(大正8)年の官立高等学校高等科入学者選抜試験規程により、文科乙類・理科乙類でドイツ語による受験が可能に、文科丙類でフランス語による受験が可能となったことである。しかも、1919(大正8)年の改革は第一高等学校のみならず、そのほかの官立高等学校すべてにおいて制度上それが可能とされたことに大きな意義があった。

入学試験の波及効果が大きいことは言うまでもないが、高等教育におけるドイツ語、そしてフランス語の重要性が強調されるなかで、これらの言語の教育を推奨する方法として採られたのが入学試験での利用であったと言える。1891(明治24)年からは受験科目の外国語をそれまでにあったドイツ語とフランス語をなくし、英語のみとする方針をいったんは打ち出しておきながら、1895(明治28)年にドイツ語を加えたのは、ドイツ語教育を推進するためにほかならない。一方で、1899(明治32)年にはドイツ語だけが選択肢であった第三部の受験に英語が可能となり、第一高等学校の第三部に直接入学するというメリットが期待された東京府立第一中学校のドイツ語科設置についても、その効果は顕著ではなかった。

しかし、その後、高等学校も中学校と同様に高等普通教育を目的とすることが規定され、さらに、1918年臨時教育会議は内閣総理大臣への答申で、中学校で英語のほかにドイツ語・フランス語を「一層奨励セラルヘシ」(文部省, 1979, p. 105)と明記した大正期の流れがあった。それを受けた1919年の入試改革により、全国の官立高等学校でドイツ語・フランス語も共通問題が使用されることになったことは、その後の

高等教育におけるドイツ語・フランス語の役割を強める、あるいは少なくとも維持することに役立った。一方で、英語での受験は文科・理科のどの類であっても可能であったことから、中学校においてドイツ語・フランス語の採用が増加することは結局のところなかった。明治10年代以降ドイツ学振興のあおりを受けて縮小していたフランス語教育が、大正期に入ってから、ドイツ語と同様に高等教育におけるその役割の強化が図られる対象にはなったものの、中学校教育における英語一辺倒の状況は変わらなかった。

1899年に第一高等学校第三部において英語の受験が開始されたことが象徴するように、英語による受験で高等教育への切符を手に入れることができる状況では、中学校における外国語教育の英語化を抑制することはできなかった。また、英語のみが外国語の選択肢である中学校側にとっては、高等学校の入学試験に英語以外の外国語が要求されるというのは、理不尽だと判断せざるを得ない状況がある。

中学校における外国語教育が英語中心で、高等学校の入試においても英語中心であるという体制は、近代学校制度が整備・確立された明治・大正の頃から続く。通用度の高い英語が入試で重要な地位を占める限り、英語一辺倒の外国語教育を変えることは難しい。その一方で、入学試験が教育現場に及ぼす波及効果が高いとはいえ、単に英語以外の言語を入試科目に加えるだけでは、その前段階の教育現場の言語の多様化が促されるわけではない。明治期から大正期にかけて、ドイツ語、そしてフランス語を高等学校の入学試験に加えたことは、高等教育におけるその価値を維持することに多少は貢献したが、外国語教育の多言語化を図る方法としては全く不十分であったことを過去の試みは示している。

謝辞

本稿の内容について、2018年7月21日、日本英語教育史学会例会にて発表し、示唆に富むコメントを頂きました。また、原稿の執筆にあたっては、査読者の皆様や京都大学大学院人間・環境学研究所の西山教行先生から貴重な助言をいただきました。感謝申し上げます。

下 絵津子は現職近畿大学総合社会学部准教授。ニューヨーク州立大学バッファロー校にて教育学修士 (Ed.M in TESOL) を取得。関心のあるテーマは学習者・教師ピリフ、学習者オートノミー、協力的学習活動、言語教育政策。

引用文献

(日本語)

井上久雄 (1969) 『近代日本教育法の成立』東京: 風間書房。

伊村元道 (2003) 『日本の英語教育200年』東京: 大修館書店。

「イロハ便 牧野新文相の『英仏独三国語に通じておきたい』に賛同」(1906年4月9日) 『読売新聞朝刊』, p. 2.

江利川春雄 (2011) 『受験英語と日本人—入試問題と参考書から見る英語学習史』東京: 研究社。

大蔵省印刷局 (1895年01月26日) 「官報」3471. <https://doi.org/10.11501/2946741>

- 大蔵省印刷局(1898年06月25日)「官報」4495. <https://doi.org/10.11501/2947784>
- 大蔵省印刷局(1899年02月16日)「官報」4685. <https://doi.org/10.11501/2947976>
- 大蔵省印刷局(1903年04月21日)「官報」5937. <https://doi.org/10.11501/2949244>
- 大蔵省印刷局(1908年03月12日)「官報」7410. <https://doi.org/10.11501/2950757>
- 大阪外国語学校(1924)『中学校に於ける外国語に就いて』大阪:大阪外国語学校.
- 大谷泰照(2007)『日本人にとって英語とは何か—異文化理解のあり方を問う』東京:大修館書店.
- 岡戸浩子(2002)『「グローバル化」時代の言語教育政策:「多様化」の試みとこれからの日本』東京:くろしお出版.
- 上村直己(2006)「熊本におけるドイツ語教育の開始:第五高等学校を中心に」『ラフカディオ・ハーンとその時代(熊本大学紀要)』, 65-99. <http://hdl.handle.net/2298/16652>
- 旧制高等学校資料保存会(1985)『旧制高等学校全書 第三巻 教育編』(訂正発行版)東京:旧制高等学校史料保存会.
- 久保田竜子(2015)「グローバル化が日本の言語教育に及ぼすインパクト」(奥田朋世監訳)『グローバル化社会と言語教育:クリティカルな視点から』(pp. 3-22)東京:くろしお出版.
- 「広告 第一高等学校入学試業に合格した本校生徒 / 本郷区 私立独逸語学校」(1892年8月27日)『読売新聞朝刊』, p. 4.
- 高等教育会議編(出版年不明)『第一回～第十回高等教育会議決議録』高等教育会議.
- 斉田智里(2013)『科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書:大学入試センター試験リスニングテスト導入の高大英語教育における波及効果の解明』
<https://kaken.nii.ac.jp/en/file/KAKENHI-PROJECT-22520551/22520551seika.pdf>
- 財団法人教科書研究センター(1984)『旧制中等学校教科内容の変遷』東京:ぎょうせい.
- 下 絵津子(2018)「なぜ外国語を学ぶのか—高等教育会議と明治期中学における外国語教育—」『言語政策』14, 29-54.
- 下 絵津子(2019)「1898年全国中学校長会議:英語かドイツ語か」『言語政策』15, 31-56.
- 杉野健太郎・徳田稔(2008)「センター試験のリスニング導入と高校英語教育—長野県野沢北高等学校の例を中心として—」『人文科学論集・文科コミュニケーション学科編(信州大学)』42, 95-111.
- 第一高等学校(1939)『第一高等学校六十年史』東京:第一高等学校.
- 田中貞夫(2005)『旧制高等学校フランス語教育史』長野:旧制高等学校記念館.
- 「中学校長会議諮問案及建議案」(1898年)『教育時論』485, 23-25.
- 中等教科書協会(1908a)『中等教育諸学校職員録 明治37年版』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/779896>
- 中等教科書協会(1908b)『中等教育諸学校職員録 明治41年版』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/779898>
- 中等教科書協会(1926a)『中等教育諸学校職員録 大正10年版』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/937374>
- 中等教科書協会(1926b)『中等教育諸学校職員録 大正11年版』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/937375>
- 中等教科書協会(1926c)『中等教育諸学校職員録 大正15年版』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/937376>

- 寺尾捨次郎編(1894)『学校管理法 附録教育法令』東京:大日本図書。
<https://doi.org/10.11501/809678>
- 篁田知義(1974)『旧制高等学校教育の成立』東京:ミネルヴァ書房。
- 「独逸学生大運動」(1890年5月15日)『朝日新聞朝刊』, p. 1.
- 東京外国語大学史編纂委員会(1999)『東京外国語大学史:独立百周年(建学百二十六年)記念』東京:東京外国語大学出版。
- 東京大学百年史編集委員会(1984)『東京大学百年史通史 一』東京:東京大学百年史編集委員会。
- 東京府立第一中学校(1929)『東京府立第一中學校創立五十年史』東京:東京府立第一中学校。
- 「東京府立第一中學校の獨逸語加設」(1902)『教育時論』607, 38.
- 鳥飼玖美子(2018)『英語教育の危機』東京:ちくま新書。
- 日本言語政策学会・JALP多言語教育推進研究会(2014)『グローバル人材育成のための外国語教育政策に関する提言—高等学校における複数外国語必修化に向けて—』
http://jalp.jp/wp/?page_id=1069
- 橋口菊(1960)「諮問第二号 高等普通教育二関する件 その一」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』(pp. 339-425)東京:東京大学出版会。
- 日比谷高校百年史編集委員会編(1979)『日比谷高校百年史 上巻』東京:日比谷高校百年史編集委員会。
- 松村幹男(1997)『明治期英語教育研究』東京:辞游社。
- 森住衛・古石篤子・杉谷眞佐子・長谷川由紀子編(2016)『外国語教育は英語だけでいいのか』東京:くろしお出版。
- 文部省(1903a)『第三回高等教育会議議事速記録 明治32年開催』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/808681>
- 文部省(1903b)『第七回高等教育会議議事速記録 明治35年開催』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/808682>
- 文部省(1972a)『学制百年史(記述編)』東京:帝国地方行政学会。
- 文部省(1972b)『学制百年史(資料編)』東京:帝国地方行政学会。
- 文部省(1979)『資料臨時教育会議 第一集総覧(解説および基礎史料)』東京:文部省。
- 文部省教育調査部編(1937)『学制に関する諸調査会の審議経過』東京:文部省。
- 文部省教育調査部編(1940)『高等学校関係法令の沿革』東京:文部省。
- 文部省専門学務局編(1920)『大正八年高等學校高等科入學者選抜試験二關スル諸調査』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/940437>
- 文部科学省高等教育局学生課大学入試室(2004)『『英語』リスニングテストの導入について』
『大学入試フォーラム』26, 24-29.
- 吉野剛弘(2001a)「大正前期における旧制高等学校入試:入学試験をめぐる議論と入試制度改革—」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会学心理学教育学』53, 19-31.
- 吉野剛弘(2001b)「明治後期における旧制高等学校入試:文部省の入試政策と各学校への影響を中心に」『慶應義塾大学大学院:社会学研究科紀要:社会学心理学教育学』52, 51-62.
- 米田俊彦(1992)『近代日本中学校制度の確立 法制・教育機能・支持基盤の形成』東京:東京大学出版会。

(英文)

Kubota, R. (2002). Impact of globalization on language teaching in Japan. In D. Block & D. Cameron (Eds.), *Globalization and language teaching* (pp. 13-28). London, England: Routledge.

Sasaki, M. (2008). The 150-year history of English language assessment in Japanese education. *Language Testing*, 25, 63-83.

<https://doi.org/10.1177%2F0265532207083745>